

『向学』『友情』『創造』

回覧用

# 古賀市立古賀北中学校 早川 生徒数 555名

令和4年5月20日 No2

_,,,,,	
1年生	189名
2年生	187名
3年生	179名

5月14日(土)天候が心配されましたが、 無事「第40回北中体育会」を実施することが できました。新型コロナウイルス感染状況は、

まだ尚、安心できない状況であり、北中におい てはGW前に"学級閉鎖"をする学級もありま

した。そのような状況であることから、保護者

の参観については制限をさせていただきまし

# 賀北中 学校だより

# 仲間とつながり、想い合う、「生徒の力で創り上げる体育会」完結!

# 令和4年度 北中体育会スローガン





たが、ご理解いただき感謝いたします。 今年から種目を大幅に変更し"学級・ブロックで協力する 種目"を中心にプログラム編成しました。また、"生徒の力 で創り上げる体育会"をめざして、生徒会をはじめ、各係 やブロックのリーダーが先生を頼らずに自分達の力で「計 画・練習・反省・改善」を重ね、見事に自分達の力で大き な行事を成功に導くことができました。当日は、仲間と励 まし合い、前に立つリーダーの想いに応え、見ている人達 の心もほんわかと温かくさせてくれていたようです。

北中らしい**温かさあふれ、仲間同士で互いに想い合い、笑顔あふれ** る体育会にすることができました。北中 ONE TEAM!ONE HEART¶









そして、さらに嬉しかったことは、5月7日(土)に体育 会に向けた環境整備に参加していただけた保護者ボランテ ィアに多くの方が参加していただけたことです。生徒ボラン **ティアも含めて70名以上**の人達で草刈りなどグランドを 中心に作業をしていただき、本当に感謝の気持ちでいっぱい です。ご協力、誠にありがとうございました。





# 忙しい年度はじめの4月は 大切な確認をたくさんしました

新入生を4月8日に迎 え、令和4年度の様々な確 認を行いました。○授業の 受け方などの「北中スタイ ル」○特に大切にしたい心 構えを確認する「人権集 会」○北中生徒の約束を 確認する「生徒会オリエ ンテーション」、「生徒総 会」。さらには、3年生は 4月23日に今後の進路 についての学習会を行 い、いよいよ受験生とし





ての自覚をもてたことだと想います。生徒のみなさん、 進むべき方向性は示されました。それを充実させるか どうかは一人ひとりの「自覚」と「覚悟」次第です。 二度ともどらない大切な時間です。「自分はどう在る べきか」という「それぞれの自己実現」を具現化させ てください。

#### <お知らせ>

裏面に「古賀北中学校いじめ防止対策基本方針」を載せており ます。本方針をもとに、全職員でいじめ問題に対して全力で取り 組んで参ります。保護者の皆様におかれましては、今後とも学校 との連携を密にしていただき、学校と家庭が些細なことでも話 し合える関係作りに努めていきたいと考えておりますので、よ ろしくお願いいたします。

## 5月・6月の主な予定

5/20~26 前期二者面談 5/23 教育実習 開始 5/25 総合専門委員会 5/25 2年歯科検診 5/26 | 年内科検診 5/26~ 部活試験休(~6/2) 5/27 英検一次試験

6/2.3 前期中間考査 6/6 2年内科検診 6/7 3年内科検診 6/8 2年眼科検診

6/9 3年歯科検診

6/13 生活アンケート 部活動選手激励会

6/15 糟屋区陸上大会 6/18~ 糟屋区中体連大会

6/20 総合専門委員会

6/21 福岡県学力調査 (対象: 1・2年)



# 古賀市立古賀北中学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

『いじめは、人間として絶対に許されない行為である。』という強い認識と、「いじめはどの子どもにも起こり うる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。」という危機意識をもつ。また、いじめは、「いじめを受け た生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生 命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」との認識に立ち、学校においては、いじめ防止のために「未 然防止」と「早期発見」、「早期対応」に努める。

## 2 いじめの定義 【いじめ防止対策推進法より】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

### 3 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

#### ①いじめ防止等のための組織

【いじめ対策委員会】いじめを発見(認知)した際は、すみやかに本委員会を実施し、早期対応の取組の充実を図る。 校長、教頭、主幹、生徒指導主事、児童生徒支援加配、学年主任、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワー カー(SSW)、心の教室相談員等

### ②生徒指導部会の充実

週時制に生徒指導部会を位置づけ、情報共有、意見交換を行う。この中でいじめの未然防止、早期発見の取組の充実を図る。

### ③報告・連絡・相談の徹底

教職員は、一人で抱え込まず、速やかに下記の措置の流れに沿って報告を行う。発見(認知)した場合、発見者はすぐに学年主任、生徒指導部に報告し、連携・相談体制・指導内容の検討を行う。学年主任・生徒指導部は、管理職・生徒指導主事に報告し、必要があれば全校的に取り組む体制を整える。生徒指導主事は、事象の状況に応じて、管理職と協議し、その指導の下、各学年に指導・援助するとともに、必要に応じて外部機関との連携推進を行う。重大事態が発生した場合は、直ちに古賀市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。

